

扶養申請者状況届

下記の親族はこの状況届に記入した
られるため、誓約書および必要とされ

※18歳未満の子(

項目・状況に応じて、必要となる添付書類が異なりますので、
必ず確認してください。
※添付書類不足の申請は受付できませんのでご注意ください。

被 保 険 者	記号	123*	氏名	横浜 健男		申請日	令和 3年4月10日
	番号	678**					添付書類(必須)
扶 養 申 請 者	勤務先	(事業所名・工場名) 横浜ゴム 新橋営業所			①続柄等が明記された世帯全員の住民票 (原本) *続柄省略は不可		
	氏名	横浜 康代	続柄	妻	②18歳以上は、前年の収入額が明記された所得証明書(原本)または確定申告書(控)の写し。但し、学生は有効期限のある学生証(写)または在学証明でも可		
生年 月日	昭和 平成 45年 6月 7日 令和	(50 才)	同居				
			別居				

申請理由	【1】～【5】まで、すべての項目を確認し、該当するものに ✓ を付けてください。			添付書類
				申請する場合
申請前の健康保険	□ 出生	1) 出生は住民票に代えて母子手帳(出生届出済証明ページ)の写しも可。 但し、父母の氏名・現住所記入のもの。		
	□ 結婚	2) 配偶者が当健保の被扶養者では無い場合は配偶者の所得証明		
住居等について	□ 被保険者が当健保の資格を取得	②結婚の場合は「戸籍全部事項証明」等、離婚(死別)の場合は「除籍全部事項証明書」等、何れも事由発生日や親権者が判る書類		
	<input checked="" type="checkbox"/> 退職や収入減 理由:雇用契約変更に伴う収入減	③18歳以上の親族を申請する場合は「誓約書」		
□ その他 理由:				

申請前の健康保険	【2】(該当の項目に ✓)			添付書類
住居等について	<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険の被保険者	①健康保険組合または事業主が発行した資格喪失日が判る証明書 1)資格喪失証明書(写しでも可) 2)任継満了の場合、資格喪失(予定)通知の写し		
	□ 健康保険の被扶養者 (続柄: (被保険者名:))	※国保に加入していた(している)場合は不要		
扶養申請者と「同居」している ※同居に関する添付書類は不要				
扶養申請者と「別居」している 理由: 1. 入学・進学のため 2. 転勤に伴う単身赴任 3. 自己都合のため *「義父母・甥姪」等で別居している場合は申請できません	①自己都合による別居は、定期的な送金を証明する3ヵ月分の書類(現金手渡し不可) ※別居開始直後は1ヶ月分で可 (その後も定期的な送金を行い、証明を保管) ※転勤に伴う別居は添付書類不要			

扶養申請者と「同居」している ※同居に関する添付書類は不要	【3】(該当の項目に ✓ し、番号に○)			添付書類
扶養申請者と「別居」している 理由: 1. 入学・進学のため 2. 転勤に伴う単身赴任 3. 自己都合のため *「義父母・甥姪」等で別居している場合は申請できません	①扶養申請者に配偶者が居る場合は、配偶者の収入を証明する書類 ②扶養申請者に配偶者が居ない場合は、死別・離婚等の事実を確認できる戸籍謄本等の書類			
「父母・祖父母・兄弟姉妹」等の18歳以上の親族を扶養申請する場合				
□ 扶養申請者に配偶者が居る				
□ 扶養申請者に配偶者が居ない				

【4】	(該当の項目に✓し、番号に○)	添付書類
雇用保険等について	<p><input checked="" type="checkbox"/> 退職等に伴う申請では無い ※雇用保険に関する添付書類は不要</p> <p><input type="checkbox"/> 受給権が無い 理由： 1. 加入期間不足のため 2. 在職中未加入のため</p> <p><input type="checkbox"/> 受給予定（待機期間中）</p> <p><input type="checkbox"/> 受給しない 理由： 1. 就労の意思が無いため 2. 病気療養のため 3. 出産・育児等で延長のため <u>出産予定： 年 月 日</u> ※病気療養・出産の場合 傷病手当金・出産手当金の受給 a. 無し b. 有り：<u>給付日額</u> 円</p> <p><input type="checkbox"/> 受給中の日額が認定基準内のため <u>受給日額：</u> 円</p> <p><input type="checkbox"/> 受給終了となつたため <u>支給期間最終日： 年 月 日</u></p>	<p>①待機期間中および加入期間不足の場合 1) 離職票-1、-2 の写し 2) 離職票未発行の場合、事業主が発行した退職証明書（【2】の証明書との兼用可）</p> <p>②雇用保険未加入の場合 1) 退職月の給与明細（写） 2) 公務員で未加入の場合は辞令（写）</p> <p>③受給しない場合 1) 「離職票交付希望無」の離職票-1 の写し 2) 受給延長の申請をした場合は、離職票-1、-2 の写しおよび受給資格延長通知の写し 3) 傷病手当金・出産手当金受給の場合は、給付日額が判る書類（支給決定通知等の写し）</p> <p>④受給中の日額が認定基準内の場合 1) 雇用保険受給資格者証（両面）の写し</p> <p>⑤受給終了の場合 1) 「受給終了」印が有る、雇用保険受給資格者証（両面）の写し</p>

【5】	(該当する全ての項目に ✓)	添付書類
申請者の収入等	<p><input type="checkbox"/> 現在の収入は無い ※添付書類（必須）の欄を確認</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト等の給与収入がある（または減った）</p> <p><input type="checkbox"/> 自営業の収入がある（またはあった）</p> <p><input type="checkbox"/> 年金（公的・個人・障害・遺族等）の収入がある（または受給が始まる）</p>	<p>①パート・アルバイト等の給与収入がある場合 1) 直近3ヵ月分の給与明細の写し 2) 勤務開始または雇用契約内容変更から3ヵ月未満の場合は雇用契約書の写し、または勤務証明書（当健保指定用紙）</p> <p>②自営業の場合 1) 現在も自営業を行っている場合は、確定申告書の写し、および状況に応じて収支内訳書・減価償却費の内訳等の写し 2) 自営業を廃業した場合は、確定申告の写しおよび廃業届の写し</p> <p>③各種年金の収入が有る場合 1) 今年度<u>該当している方は</u>（改定）の写し 2) 受給開始<u>該当している方は</u>（改定）の写し 提出してください。</p>

《上記の他にも添付・申請が必要となる書類》

1. 市区町村による「医療費助成」（乳幼児・子供・障がい者・ひとり親等）を受けている場合は、助成内容が判る「医療証」等の写しを添付した『医療費助成制度に関する届』の提出
2. 障がい者に認定されている場合は、障害等級が判る「障がい者手帳」の写し
3. 日本に在住している外国籍の方は、「在留カード」（両面）の写し
4. 市区町村発行の収入に関する最新の証明書が「前々年」の証明だった場合は、「前年」の収入が判る「源泉徴収票」または「確定申告書（控）」の写し

--《その他注意事項》--	
◇ 繰柄・状況により追加で書類をお願いする場合があります。	
◇ 「同居が原則」の継柄もあります。各種証明書入手する前に、健保組合のホームページで被扶養者認定基準をご確認ください。	横浜ゴム健保 